

## 令和8年度医学部（地域枠）臨時定員について

### 1 令和8年度の医学部臨時定員について

令和7年1月21日の「第9回医師養成過程を通じた医師の偏在対策に関する検討会」において、医師多数県については、原則として令和7年度臨時定員地域枠に0.8を乗じたものとした上で調整を行うとされた。

本県においては、令和6年度第3回沖縄県地域医療対策協議会（R7.3.24開催）にて、「令和8年度医学部地域枠については、琉球大学に恒久定員の増を要望するとともに、臨時定員については引き続き国へ要望する」との方針のもと、11名を要望。

厚生労働省医政局医事課及び文部科学省高等教育局医学教育課のヒアリングを経て、令和7年7月29日付け事務連絡にて、地域枠に係る臨時定員増員申請可能数は10名までとの通知があった。

### 2 本県における令和8年度医学部臨時定員の配分の算出方法について

- (1) R7臨時定員からR6臨時定員に0.2を乗じた数を減算。
- (2) 恒久定員100名あたり、恒久定員内地域枠を4名以上設置している県については、R6臨時定員に0.1を乗じた数を復元。
- (3) さらに、①若手医師（35歳未満医師）の割合が全国下位1/2の場合、②高齢医師（75歳以上医師）の割合が全国上位1/2の場合、R6の臨時定員に0.1を乗じた数を復元。

$$\text{沖縄県} \left\{ \begin{array}{l} (1) \quad 11 - (12 \times 0.2) = 9 \text{名} \\ (2) \quad 12 \times 0.1 = 1 \text{名} \\ (3) \quad \text{沖縄県該当なし} \end{array} \right.$$

よって、沖縄県の令和8年度の臨時定員は、(1)9名+(2)1名=10名となる。

### 3 令和9年度以降の方針について

入学定員に関する令和9年度以降の方針については、医師養成課程を通じた医師の偏在対策等に関する検討会等における議論の状況を踏まえて検討し、別途通知するとされている。

### 4 今後の対応について

- (1) 令和6年度第3回沖縄県地域医療対策協議会（R7.3.24開催）での協議を経て、琉球大学へ恒久定員内地域枠の13名の増を要請した。琉球大学においては、令和8年度の恒久定員内地域枠を現行の5名から7名へ増員し、令和6年度並みの地域枠計17名を確保する検討を進めている。  
(恒久定員内地域枠7名 + 臨時定員地域枠10名 = 計17名)
- (2) 令和9年度以降の地域枠については、琉球大学及び県の双方で協議の上、検討を進める。